

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年6月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700636号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800022号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年5月10日から同年4月16日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和57年4月16日から同年5月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年4月16日から同年5月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月16日から同年5月10日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和57年5月10日と記録されており、被保険者期間は19か月となっている。しかし、私が所持する同社における昭和57年5月分給料支払明細書において、「労働日数 自4月16日至5月15日 1カ月 21日分 支給額合計 92,190円 健康保険料厚生年金 8,526円」と記されている上、当該明細書から同社における最後の明細書である昭和58年12月分給料支払明細書までにおいて、20回の給料支払及び厚生年金保険料控除が確認できるので、調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和57年4月16日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書及び同社の回答から判断すると、請求者が、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が厚生年金基金の記録における資格取得年月日と同日の昭和57年5月10日と記録されており、社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800012号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800023号

第1 結論

請求者のA株式会社B事業部(現在は、C株式会社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、昭和32年4月1日から同年5月2日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和32年4月1日から同年5月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和32年4月1日から同年5月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

私は、D市E区にあったA株式会社B事業部(以下「B事業部」という。)で勤務していたところ、同社がF県G市に工場を新設し、事業を移転することとなった。

当該移転に伴い、私もG市の新工場に異動となったが、厚生年金保険の記録において、請求期間の空白がある。請求期間も継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、H健康保険組合の一般健康保険資格喪失証明書、I共済会の回答及び同共済会の担当者並びに複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において継続して勤務し(B事業部からA株式会社(G工場)に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、B事業部は昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、複数の同僚が請求期間もB事業部は稼働していた旨回答しており、A株式会社(G工場)が厚生年金保険の適用事業所となったのが同年5月2日であることから、請求者の資格喪失年月日を同日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のB事業部における昭和32年3月の厚生年金保険の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、I共済会は、「請求期間当時の資料の保管がなく、請求者に係る届出及び保険料納付については不明である。」旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。